

【申請者の方へ】

教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付（郵送による手続の流れ）

1 教習資格認定申請

教習資格認定申請は、申請者本人が住所地を管轄する警察署生活安全課に申請書類を提出します。（郵送手続はできません。）
「教習資格認定証」を郵送により交付を受けることを希望する場合は、申請時に申し出てください。
その際に、猟銃用火薬類等譲受許可申請書等の書類を受領してください。

2 教習資格の認定

銃刀法に定める認定の基準に適合する場合は、申請した警察署から教習資格の認定がなされた旨の電話連絡があります。

3 「猟銃用火薬類等譲受許可申請書」の作成

警察署から教習資格の認定がなされた旨の電話連絡を受けたら、「猟銃用火薬類等譲受許可申請書」（記載例参照）を作成してください。

【記載要領】

- 「実包の名称及び数量」欄には、猟銃の種類に応じて次により記載してください。
 - ・ 散弾銃 実包欄：散弾実包 数量欄：300個
 - ・ ライフル銃 実包欄：ライフル実包 数量欄：150個
- 譲受期間の終期は教習資格認定証と同じになり、認定がなされた旨の電話連絡があった日から3か月間となります。
例：警察署からの電話が○年1月4日の場合は、「○年4月3日」まで
※ 日にちに注意。プラス3か月しー1日。

4 「猟銃用火薬類等譲受許可申請書」等の郵送

「教習資格認定証」及び「猟銃用火薬類等譲受許可証」を郵送するのに必要な書留用封筒、収入証紙（手数料）を準備してください。

【書留用封筒】

- ・ 封筒は角形「角2封筒」（寸法240ミリ×332ミリ）
- ・ 切手は430円（120円（基本料金）+310円（簡易書留））
- ・ 宛名として申請者本人の郵便番号、住所、氏名を記載

【収入証紙】

- ・ 岐阜県収入証紙2,400円を収入証紙納付書（様式あり）に貼付
※ 収入印紙ではない。

封筒に「猟銃用火薬類等譲受許可申請書」1通、書留用封筒、収入証紙を入れて教習資格認定申請をした警察署生活安全課（銃砲担当）に郵送してください。

5 郵送による「教習資格認定証」及び「猟銃用火薬類等譲受許可証」の交付

警察署から、書留用封筒に「教習資格認定証」及び「猟銃用火薬類等譲受許可証」を入れて簡易書留により郵送されます。

6 射撃教習の受講、「猟銃用火薬類等譲受許可証」の返納

直接、教習射撃場に連絡し、射撃教習の予約をしてください。
教習射撃場又は火薬類販売店にて実包を購入し射撃教習を受講してください。
射撃教習受講後、不要となった「猟銃用火薬類等譲受許可証」は交付を受けた警察署に返納してください。

※ 提出書類の不足や書類に不備がある場合、正式な受理ができず、訂正のために来署を求める場合があります。限られた期間の手続のため、くれぐれもご注意ください。